様式１

整理番号	健康－法申－5

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部こころの健康センター (06-6922-8520)
処分課（担当）名	大阪市こころの健康センター
処分の名称	指定自立支援医療機関（精神通院）の指定
概　要	自立支援医療費（精神通院）の支給認定を受けた方は、大阪市の指定を受けた医療機関（指定自立支援医療機関）での受診において、自立支援医療費の公費負担を受けることになります。 指定自立支援医療機関は、病院もしくは診療所、又は薬局等の開設者の申請に基づき、指定を行います。
根拠法令等 及び条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第57条
審査基準	指定審査については、次に掲げる事項を満たしているかどうかを判断します。 １．指定自立支援医療機関療養担当規程（精神通院医療）に基づき、懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関又は事業所であること。 ２．患者やその家族の要望にこたえて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行える体制が整備されていること。また、病院及び診療所にあっては、自立支援医療を行うため、担当しようとする精神医療について、その診断及び治療を行うに当たって、十分な体制を有しており、適切な標ぼう科が示されていること。 ３．病院及び診療所にあっては、指定自立支援医療を主として担当する医師が、次に掲げる要件を満たしている保険医療機関であること。 ただし、当該保険医療機関における精神障害を有する者に対する医療の体制、当該保険医療機関の地域における役割等を勘案し、指定自立支援医療機関として指定することが適当であると認められる病院又は診療所については、次の（１）のみを満たしていることとする。 （１）当該指定自立支援医療機関に勤務（非常勤を含む。）している医師であること。 （２）保険医療機関における精神医療についての診療従事年数が、医籍登録後通算して、３年以上あること。また、精神医療についての診療従事年数には、てんかんについての診療を含み、臨床研修期間中に精神医療に従事していた期間も含むものであること。 ４．薬局にあっては、複数の医療機関からの処方せんを受け付けている保険薬局であり、かつ、十分な調剤実務経験のある薬剤師を有していること。なお、新規開局する保険薬局にあっては、当該薬局における管理者（管理薬剤師）が過去に他の指定自立支援医療機関において、管理者（管理薬剤師）としての経験を有している実績があり、かつ、当該薬局に十分な調剤実務経験のある薬剤師を有していること。 ５．訪問看護事業者等にあっては、療担規程に基づき、適切な訪問看護等が行える事業所であること。また、そのために、必要な職員を配置していること。
標準処理期間	指定の決定をした日の属する月の翌月1日まで
経由日数	なし
提出先	大阪市こころの健康センター
提出時期	随時
提出方法	病院又は診療所の場合は、指定自立支援医療機関指定申請書、主たる医師の経歴書、医師免許証の写し 薬局の場合は、指定自立支援医療機関指定申請書、管理薬剤師の経歴書、薬剤師免許証の写し 訪問看護事業者等の場合は、指定自立支援医療機関指定申請書 を、こころの健康センターへ提出します。
手数料	なし
相談窓口	大阪市こころの健康センター
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000005863.html
備　考	